

「競争入札の参加者の資格に関する規則の一部を改正する規則」の概要

1 等級別発注基準額の概要

- 公共工事の入札では、信頼できる業者を選択するため、一定の資格要件を満たした者を認定し、名簿に登載している。
- この名簿では、「土木工事」、「建築工事」など、業者も多く施工能力に差がある7種類の工事について、A～Dの等級に区分しており、等級ごとに入札に参加可能な請負金額（以下「等級別発注基準額」という。）を定めている。（競争入札の参加者の資格に関する規則）

2 改正の背景と考え方

- 等級別発注基準額について、工事原価が上昇している現状を踏まえ、各等級における受注機会のバランスを維持する、という視点で検証し、改正を行うこととした。
- なお、水道施設工事についても、同様の視点で検証し、合わせて改正を行う。

3 改正案の内容

- 土木工事（B等級）の上限額を、1億5千万円から1億8千万円に引き上げる。
- 水道施設工事についても下表のとおり改正を行う。

【改正案】

(1) 規則別表第2（改正箇所抜粋）

(現行)			(改正案)		
工事の種類 等級	土木工事	水道施設工事	工事の種類 等級	土木工事	水道施設工事
A	6,000万円以上	<u>5,500万円以上</u>	A	6,000万円以上	<u>6,000万円以上</u>
B	2,500万円以上 1億5,000万円未満	<u>1,500万円以上</u> 1億5,000万円未満	B	2,500万円以上 1億8,000万円未満	<u>3,000万円以上</u> 1億8,000万円未満

(2) 規則別表第3（改正箇所抜粋）

(現行)		(改正案)	
工事の種類 等級	水道施設工事	工事の種類 等級	水道施設工事
B	1,500万円以上2億円未満	B	<u>3,000万円以上</u> 2億4,000万円未満

4 施行日

令和5年4月1日